

愛知県環境影響評価条例等（関係条文抜粋）

1 愛知県環境影響評価条例（抜粋）

第2条

- 2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する対象事業を除く。）をいう。

別表（第2条関係）

- 8 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場の新設又は増設の事業

2 愛知県環境影響評価条例施行規則（抜粋）

- 第3条 条例第2条第2項の規則で定める事業は、別表第1の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

別表第1（第3条関係）

8 条例別表第8号に掲げる事業の種類	イ 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設の事業	<u>工場等で使用される燃料又は原料の量を重油の量に換算したもの（以下「燃料使用量」という。）が1時間当たり11.25トン以上又は水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の5第1項に規定する特定排水（以下単に「特定排水」という。）の量が1日当たり7,500立方メートル以上である工場等を設けるもの</u>
	ロ 工場等の増設の事業	<u>燃料使用量が1時間当たり11.25トン以上又は特定排水の量が1日当たり7,500立方メートル以上増加するもの</u>

3 昭和 51 年愛知県告示第 328 号別表第 1（抜粋）

別表第 1 原料及び燃料の量の重油の量への換算方法

○ 原料

次表の左欄に掲げる原料の種類ごとに、同表の中欄に掲げる量を同表の右欄に掲げる重油の量に換算する。

原料の種類	原料の量	重油の量(L)
鉄の精錬の用に供する焼結炉において用いられる原料	1 kg	0.21
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄		1.50
容器ガラス製造の用に供する溶融炉において用いられる原料（芒硝を使用するものに限る。）		0.20
板ガラス製造の用に供する溶融炉において用いられる原料（芒硝を使用するものに限る。）		0.41
硫酸製造の用に供する焙焼炉において用いられる硫黄		0.16
耐火煉瓦の製造の用に供する焼成炉において用いられるリグニンスルホン酸塩		18.0
カーボンブラックの製造の用に供する燃焼装置において用いられる原料		1.20
その他の原料		<u>当該原料の量 1 kg の処理に伴い発生する硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油の量</u>

○ 燃料

次表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる量を同表の右欄に掲げる重油の量に換算する。

燃料の種類	燃料の量	重油の量(L)
原油	1 L	0.95
軽油		
ナフサ 灯油		0.90
石炭	1 kg	0.65
コークス		0.75
液化天然ガス		1.30
液化石油ガス		1.20
都市ガス		1.30
コークス炉ガス		1.00
オフガス		1.30
転炉ガス		0.14
高炉ガス		0.06
電気炉ガス		0.22
プロセスガス		0.29
その他の燃料	1 L (固体燃料又は気体燃料にあっては、1 kg)	<u>当該燃料の量 1 リットル</u> (固体燃料又は気体燃料にあっては、1 キログラム) <u>当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油</u> (重油 1 リットル当たりの総発熱量は、9,900 キロカロリーとする。) <u>の量</u>

備考 1 都市ガスとは、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 3 項に規定するガス小売事業者により供給されるガス（同条第 1 項に規定する特定ガス発生設備において発生させ、導管により供給されるものを除く。）及び同条第 6 項に規定する一般ガス導管事業者が行う同条第 5 項に規定する最終保障供給により供給されるガスをいう。

2 電気炉ガスとは、製鉄の用に供する密閉型電気炉において回収されるガスをいう。

3 プロセスガスとは、アンモニアを合成する工程において発生するアンモニア合成用原料ガスをいう。